

2018年10月2日
愛知県臨床検査標準化協議会

転載 および 使用許可願について

1. 転載許可を取得されたい方へ

本会が刊行する刊行物の中から引用の範囲を超えて本文 または 図表・写真等を利用する際には、転載許可の申請が必要となります。

転載許可を申請される方は、転載許可願（申請書）の内容をよく読み、以下の要領にてご申請下さい。なお、転載料は無料です。

許可書の発行は内容により 2 週間以上かかる場合がございます。お早めにご申請下さいますよう、お願い申し上げます。

申請に必要な書類

- ・ 転載許可願（申請書） 2 通（正・副各 1 通）
- ・ 利用したい刊行物の該当ページのコピー
- ・ 返信用封筒（宛先明記の上、必ず切手を貼付のこと）

以上の書類を下記の愛知県臨床検査技師会 事務所までご郵送下さい。

〒450-0002

名古屋市中村区名駅 5 丁目 16 番 17 号

花車ビル南館 1 階

愛知県臨床検査技師会事務所

参考

引用とは、「紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録すること」と定義されています。著作権法では、公表された著作物に対して、「公正な慣行に合致しており、かつ目的上正当な範囲内」の場合に限って、引用が認められます。

転載とは、引用の範囲を超えて、既存の出版物などから文章や図表等を別の出版物に掲載することです。転載する場合は、必ずその著作物の著作権者から書面で転載許諾を得なければなりません。

2. 使用許可を取得されたい方へ

本会が刊行する刊行物を個人利用目的以外で使用される際には、使用許可の申請が必要となります。

(ただし、愛知県臨床検査標準化協議会 会員施設 および 発刊物を購入した場合は除きます。)

使用許可を申請される方は、使用許可願（申請書）の内容をよく読み、以下の要領にてご申請下さい。なお、使用料は無料です。

許可書の発行は内容により 2 週間以上かかる場合がございます。お早めにご申請下さいますよう、お願い申し上げます。

申請に必要な書類

- ・ 使用許可願（申請書） 2 通（正・副各 1 通）
- ・ 返信用封筒（宛先明記の上、必ず切手を貼付のこと）

以上の書類を下記の愛知県臨床検査技師会 事務所までご郵送下さい。

〒450-0002

名古屋市中村区名駅 5 丁目 16 番 17 号

花車ビル南館 1 階

愛知県臨床検査技師会事務所